一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中国地方整備局告示第三十七号広島圏都市計画道路事業三・四・〇一七号青崎中店線、三・四・〇一六号山の手線、三・五・八五三号中店窪町線及び三・一・〇一八号青崎草津線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
字城市松橋町豊福字心吉一五六八番二地内	前	一六・六六～二〇・三〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一二・七三～一九・一五メートル	〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百十九号	宇城市松橋町豊福字心吉一五六八番一から同市松橋町豊福字前田五八八番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市立石町字一殿給一二二番一から佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原四〇四九番三〇まで	前	一一・六四～一九・七八メートル	〇・二三〇キロメートル
	後	一三・〇六～三一・二七メートル	〇・二三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	鳥栖市立石町字一殿給一二二番一から佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原四〇四九番三〇まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十四日

○九州地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大牟田市大字草木字蓮輪九六一番一から同市大字草木字棚崎一一五〇番二まで	前	一三・一〇～三六・一〇メートル	〇・一二二キロメートル
	後	一一・三〇～二二・六〇メートル	〇・一二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	大牟田市大字草木字蓮輪九六一番五から同市大字田隈字牟田々八三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十四日

○北海道開発局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・二・三百三十号八丁目通及び三・三・十二号札幌江別通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし